

# 同盟会かわら版



「同盟会かわら版」第31号

「塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会」（通称：同盟会）発行

## ボロボロで傷んだ立て看板を見かけた時は、お知らせください

塩谷町の寺島入国有林が指定廃棄物最終処分場の詳細調査候補地に選定されてから3年3ヶ月が過ぎようとしておりますが、最近になり、経年による劣化や強風の影響によって、老朽化や破損した立て看板・のぼり旗が多く見受けられるようになってきました。

以前より、町外から観光に訪れた方からは、「自然豊かな塩谷町の景観にふさわしくないのではないか」といった声が、同盟会や町役場にも多く届いており、また、今年度に入ってから、破損・倒壊した立て看板が道路の一部に覆い被さり、交通に支障をきたすといった事態も発生しております。

これから冬に向かい、さらに風が強く吹くことも予想されるため、10月7日（金）に開催した同盟会役員会において、協議した結果、現在、設置してある立て看板・のぼり旗の点検が必要だと判断し、区長さんを通じて、各行政区に、立て看板・のぼり旗の点検、維持、補修、撤去等の実施をお願いいたしました。

文字がはっきりしているもの、しっかりと設置されているものなど、まだまだ見えそうな立て看板・のぼり旗に関しては**維持・補修**を、文字が薄れて読めない、壊れそう、倒れそうな立て看板・のぼり旗については**撤去**をお願いいたします。

撤去した立て看板については、一時的に各行政区の公民館に集めていただき、決められた日になったら、役場処分場対策班に回収していただきます。

のぼり旗については、旗布は**燃えるゴミ**（毎週月曜日）に、旗竿（ポール）は**燃えないゴミ**（毎月第1・3・5）に、通常のゴミステーションにお出してください。

お住まいの行政区内において、老朽化や破損により、自然景観を乱す立て看板・のぼり旗や、道路交通上危険とを感じる立て看板・のぼり旗を見かけた際には、各区長さん、または同盟会までお知らせください。



## 「ご理解」と「ご協力」をお願いいたします

「塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会」(通称：同盟会)発行

# 同盟会かわら版

今回、立て看板・のぼり旗の維持、補修、撤去を実施いたしますが、なかには、「**今ある立て看板・のぼり旗を全部撤去してしまうの?**」と不安に思った方もいらっしゃるかもしれません。ご安心ください、そうではありません。

今回、撤去すべきと考えているのは、**あくまでも老朽化・破損が著しい立て看板・のぼり旗のみ**です。同盟会としても、町民の皆様  
の反対の意思を示すものとして、立て看板やのぼり旗は有効かつ必要なものと感じており、現在ある立て看板・のぼり旗を全て撤去することは考えておりません。

一方で、撤去した立て看板に代わる、新規の立て看板については、現在は、設置する状況にないと考えております。

そう判断した理由は、以下のとおりです。

## 《判断理由》

- ・本年7月10日に開催された「栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議」を受けて、現在、環境省と一時保管農家を抱える6市町において各市町ごとに1ヶ所または数ヶ所に暫定集約保管をすることについて、協議を行っていること。
- ・環境省の考え方が、県内1ヶ所集約の基本は変えないものの、問題を解決するには、相当な期間を要すると判断し、当面の対策として、各市町ごとの暫定集約保管をするように見直しをしたものと推測されること。
- ・以上の状況を勘案すると、環境省が、塩谷町に対し、今すぐに積極的に働きかける状況ではないこと。
- ・環境省は、当初から、住民の同意が得られない限り詳細調査は行わないとしており、また、町は、環境省に対して『候補地選定結果の返上』をしていること。

以上の理由により、現在は反対運動を活発化させる状況下にはなく、県内の一時保管農家を抱える6市町の暫定集約保管の進捗状況や環境省の対応、他県(4県)の動向や対応状況についてを注視して、見守る時期であると判断いたしました。

しかしながら、「新しく設置したい」という意向を妨げるものではありませんので、新規設置については、各行政区の判断にお任せしたいと考えております。

当然ながら、これまでと同様、環境省の動向を注視し、万が一、環境省が強引に働きかけを行ってきた場合には、皆様にご協力をいただき、立て看板やのぼり旗の新規設置を含め、抗議活動を展開するなどの対応をとってまいりますので、引き続き、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。